

市民文化局行財政改革推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第1条 危機的な財政状況のもと、市民との協働による地域づくりに取り組みとともに、スリムな市役所をめざした行政内部の徹底した見直しや財政の健全性の確保を図るなど、本市の行財政改革を推進することを目的として、川崎市行財政改革推進本部設置要綱第7条に基づき、市民文化局行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）行財政改革に係る推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- （2）その他行財政改革に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって充てる。

- 2 本部長は、局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げるものをもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（本部会議）

第5条 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 本部の庶務は、市民生活部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員（組織順）

パラムーブメント推進担当部長	人権・男女共同参画室長
パラムーブメント推進担当課長	人権・男女共同参画室担当課長
市民生活部庶務課長	平和館館長
市民生活部企画課長	市民スポーツ室長
市民生活部地域安全推進課長	市民スポーツ室担当課長
市民生活部戸籍住民サービス課長	市民文化振興室長
市民生活部多文化共生推進課長	市民文化振興室担当課長
コミュニティ推進部長	市民ミュージアム館長
コミュニティ推進部協働・連携推進課長	岡本太郎美術館副館長
コミュニティ推進部市民活動推進課長	
コミュニティ推進部区政推進課長	